

令和8年1月8日

報道関係 各位

田辺市市民課  
課長 西山 仁子

物価高対応子育て応援手当について

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を支給することとなりましたので、報道方よろしくお願いいたします。詳しくは、別紙をご参照ください。

■連絡先  
市民課庶務年金係  
担当氏名 下村  
内線 2773  
電話番号 0739-26-9925

## 物価高対応子育て応援手当について

### 1. 施策の目的

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給します。

### 2. 支給対象者

- ①令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当受給者
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児の父母等（新生児が委託されている施設設置者等を含む。）
- ③①の受給者の配偶者であって、令和8年3月31日までの間に離婚等により新たに児童手当の受給者となった者

### 3. 支給額

児童一人当たり一律2万円

### 4. 支給に係る申請について

◇田辺市から令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当を受給した方

申請は不要です。対象者には、直接、支給日等をお知らせします。

◇所属庁から児童手当を受給している公務員、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児の父母等（新生児が委託されている施設設置者等を含む。）及び令和8年3月31日までの間に離婚等により新たに児童手当の受給者となった方

申請が必要です。下記の期間中に申請してください。

※ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児の父母等（新生児が委託されている施設設置者等を含む。）のうち、田辺市から児童手当の認定を受けた方については、申請は不要です。対象者には、直接、支給日等をお知らせします。

申請期間：令和8年2月2日㊂から令和8年3月31日㊃（3月に出生した新生児の場合は4月15日㊃）午後5時まで

申請方法：下記の必要書類等を下記提出先へ直接申請又は郵送で申請してください。

### 5. 必要書類等

◇申請者の本人確認書類（郵送での申請の場合は写し）

◇申請書（請求書）

◇振込口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカードの写し等）

※その他、必要に応じて追加書類を求める場合があります。

※公務員は、所属庁で児童手当を受給していることの証明が必要となります。

6. 提出先

市役所市民課庶務年金係又は各行政局住民福祉課

7. 問合せ

こども家庭庁コールセンター 平日 9時～18時 電話番号 0120-252-071

市民課庶務年金係 平日 9時～17時 電話番号 0739-26-9925

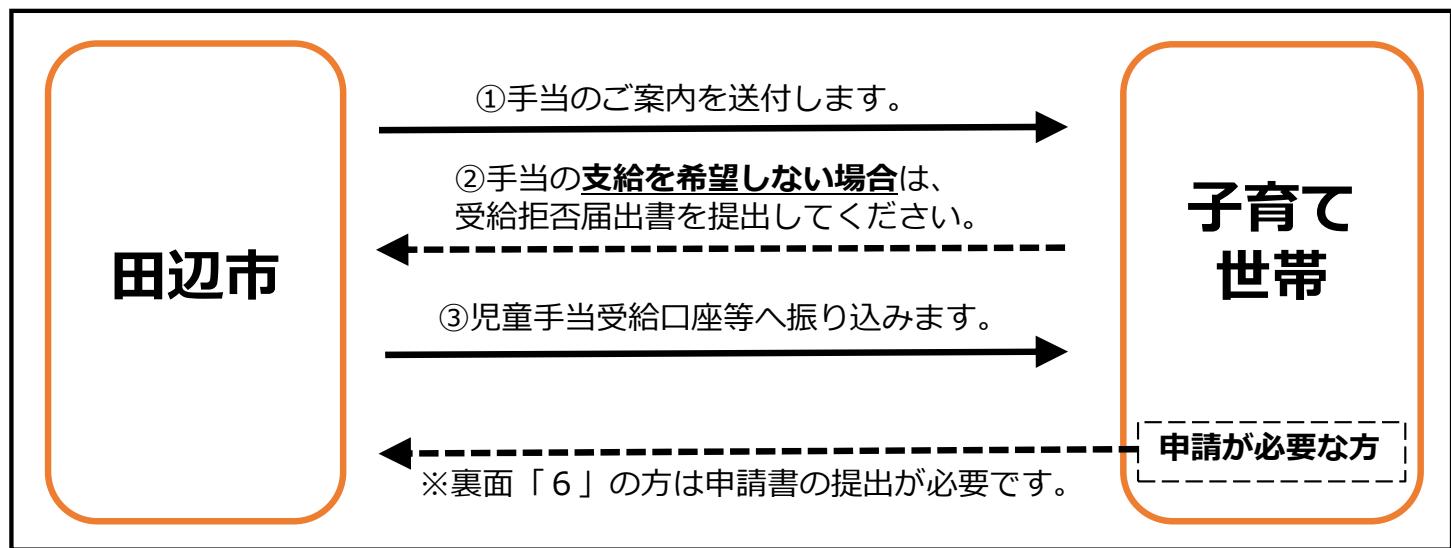
# 物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

## はじめに・・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

※申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。



## 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童

## 2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記①の児童に係る児童手当受給者、  
または上記②の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

## 3. いくらもらえるの？（支給額）

対象児童1人につき、2万円です（1回限り）。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

田辺市では、1月下旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、裏面記載の窓口までお問い合わせください。※申請が必要な方（裏面「6」の方）については、申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. どんな方法でもらえるの？（支給方法）

### ①児童手当受給者

原則、児童手当を受給している口座に振り込みます。

### ②支給申請を行った保護者（下記「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

※口座解約・変更等により振込みできない場合は手当が支給されませんので、指定口座を変更するなどの手続をしてください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は原則**申請が必要**です。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者（児童手当認定済の方は申請不要）
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、手当の振込はどうなりますか？

A. 9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

### Q. DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続についてご確認ください。

### 問い合わせ先

#### ■こども家庭庁 コールセンター

**TEL.0120-252-071** (平日午前9時～午後6時)

#### ■田辺市役所市民課庶務年金係

「物価高対応子育て応援手当」窓口

**TEL.0739-26-9925** (平日午前9時～午後5時)

「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに田辺市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

